

別紙 2

放送法施行規則の一部を改正する省令案 修正案

○放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）

（傍線部分は改正部分）

修正案	原案
<p>（放送の区分）</p> <p>第一条の二 法第二条の二第二項第二号の総務省令で定める放送の区分は、別表第一号のとおりとする。</p> <p>別表第一号（第一条の二関係）</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 <del>受託国内放送（移動受信用地上放送。二百七・五メガヘルツから二百二十二メガヘルツまでの周波数を使用してデジタル放送を行うものに限る。）</del></p> <p><u>一般放送事業者が委託により行わせる放送</u></p> <p><u>マルチメディア放送</u></p> <p>廿八</p> <p>（注）（略）</p>	<p>（放送の区分）</p> <p>第一条の二 法第二条の二第二項第二号の総務省令で定める放送の区分は、別表第一号のとおりとする。</p> <p>別表第一号（第一条の二関係）</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 <del>受託国内放送（移動受信用地上放送。デジタル放送を行うものに限る。）</del></p> <p><u>一般放送事業者が委託により行わせる放送</u></p> <p><u>マルチメディア放送</u></p> <p>廿八</p> <p>（注）（略）</p>

無線設備規則の一部を改正する省令案 修正案

○無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）

（傍線部分は改正部分）

修正案	原案
<p>別表第一号（第5条関係） 周波数の許容偏差の表 （略表） 注1～20（略）</p> <p>21 次に掲げる放送局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。ただし、(3)、(6)及び(7)に掲げるものであつて総務大臣が別に告示する放送局の送信設備については、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものとし、(4)に掲げるものであつて、470MHz から770MHzまでの周波数の電波を使用し、かつ、尖頭電力が0.1W以下の送信設備については、別に指定する。</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p>(6) マルチメディア放送のうちデジタル放送の標準方式第3章の2第2節に規定する放送を行う放送局（(7)イに規定するものを除く。）</p> <p style="text-align: right;"><math>B \times 10^3 / N_{\text{FFT}}</math> Hz</p> <p><u>Bはデジタル放送の標準方式第22条の12第1項に示す周波数帯幅（単位MHz）、<math>N_{\text{FFT}}</math>は同令別表第十九号の十五別記に示す共通サブキャリア総数とする。</u>以下この注において同じ。</p> <p>(7)（略）</p>	<p>別表第一号（第5条関係） 周波数の許容偏差の表 （略表） 注1～20（略）</p> <p>21 次に掲げる放送局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。ただし、(3)、(6)及び(7)に掲げるものであつて総務大臣が別に告示する放送局の送信設備については、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものとし、(4)に掲げるものであつて、470MHz から770MHzまでの周波数の電波を使用し、かつ、尖頭電力が0.1W以下の送信設備については、別に指定する。</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p>(6) マルチメディア放送のうちデジタル放送の標準方式第3章の2第2節に規定する放送を行う放送局（(7)イに規定するものを除く。）</p> <p style="text-align: right;"><math>B \times 10^3 / N_{\text{FFT}}</math> Hz</p> <p><u>B及び<math>N_{\text{FFT}}</math>は、デジタル放送の標準方式別表第十九号の十五に示す使用する周波数帯幅及び同表別記に示す共通サブキャリア総数とする。</u>以下この注において同じ。</p> <p>(7)（略）</p> <p>22～48（略）</p>

22～48 (略)

別表第二号 (第6条関係)

第55 X 7W電波を使用するマルチメディア放送を行う放送局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

1 (略)

2 デジタル放送の標準方式第3章の2第2節に規定する放送を行うもの

デジタル放送の標準方式第22条の12第1項の周波数帯幅

別図第四号の八の八の三 搬送波の変調波スペクトルの許容範囲 (第37条の27の11の3第2号関係)

(略表)

\* 空中線電力が $0.025 \times B / 5.55W$ を超え $2.5 \times B / 5.55W$ 以下の無線設備にあつては $-(73.4 + 10 \log P)$ dB/10kHz、空中線電力が $0.025 \times B / 5.55W$ 以下の無線設備にあつては $-57.4$ dB/10kHzとする。

注1 (略)

2 Bは、デジタル放送の標準方式第22条の12第1項の周波数帯幅(単位MHz)とする。

3、4 (略)

別表第二号 (第6条関係)

第55 X 7W電波を使用するマルチメディア放送を行う放送局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

1 (略)

2 デジタル放送の標準方式第3章の2第2節に規定する放送を行うもの

デジタル放送の標準方式第22条の11第1項の周波数帯幅

別図第四号の八の八の三 搬送波の変調波スペクトルの許容範囲 (第37条の27の11の3第2号関係)

(略表)

\* 空中線電力が $0.025 \times B / 5.55W$ を超え $2.5 \times B / 5.55W$ 以下の無線設備にあつては $-(73.4 + 10 \log P)$ dB/10kHz、空中線電力が $0.025 \times B / 5.55W$ 以下の無線設備にあつては $-57.4$ dB/10kHzとする。

注1 (略)

2 Bは、デジタル放送の標準方式第22条の11第1項の周波数帯幅とする。

3、4 (略)

放送普及基本計画の一部を変更する告示案 修正案

○放送普及基本計画（昭和六十二年郵政省告示第六百六十号）

（傍線部分は改正部分）

修正案	原案																
<p>第1</p> <p>1 放送を国民に最大限に普及させるための指針</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p><u>(3) 地上系による受託国内放送（移動受信用地上放送）の普及</u>  <u>地上系による受託国内放送（移動受信用地上放送）のうち、</u>  <u>207.5MHz から 222MHz までの周波数を使用して一般放送事業者が行う</u>  <u>マルチメディア放送については、全国各地域においてあまねく受信で</u>  <u>きること。また、受信設備の普及に配慮すること。</u></p> <p><u>(4) ~ (6) (略)</u></p>	<p>第1</p> <p>1 放送を国民に最大限に普及させるための指針</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p><u>(3) 地上系による受託国内放送（移動受信用地上放送）の普及</u>  <u>地上系による受託国内放送（移動受信用地上放送）のうち、一般</u>  <u>放送事業者が行うマルチメディア放送（207.5MHz から222</u>  <u>MHz までの周波数を使用して行うものに限る。）については、全国</u>  <u>各主要地域においてあまねく受信できること。また、受信設備の普</u>  <u>及に配慮すること。</u></p> <p><u>(4) ~ (6) (略)</u></p>																
<p>第2</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 受託国内放送に関する放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系により放送することのできる放送番組の数の目標</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 移動受信用地上放送（207.5MHzから222MHzまでの周波数を使用するデジタル放送）</u></p> <table border="1" data-bbox="311 1083 1113 1386"> <thead> <tr> <th colspan="2">放送の区分</th> <th>放送対象地域</th> <th>放送系により放送することのできる放送番組の数の目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般放送事業者が委託により行わせる放送</td> <td>マルチメディア放送</td> <td>全国</td> <td>当該放送に係る技術等を考慮して定める数</td> </tr> </tbody> </table>	放送の区分		放送対象地域	放送系により放送することのできる放送番組の数の目標	一般放送事業者が委託により行わせる放送	マルチメディア放送	全国	当該放送に係る技術等を考慮して定める数	<p>第2</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 受託国内放送に関する放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系により放送することのできる放送番組の数の目標</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 移動受信用地上放送（デジタル放送）</u></p> <table border="1" data-bbox="1227 1083 2009 1386"> <thead> <tr> <th colspan="2">放送の区分</th> <th>放送対象地域</th> <th>放送系により放送することのできる放送番組の数の目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般放送事業者が委託により行わせる放送</td> <td>マルチメディア放送</td> <td>全国</td> <td>当該放送に係る技術等を考慮して定める数</td> </tr> </tbody> </table>	放送の区分		放送対象地域	放送系により放送することのできる放送番組の数の目標	一般放送事業者が委託により行わせる放送	マルチメディア放送	全国	当該放送に係る技術等を考慮して定める数
放送の区分		放送対象地域	放送系により放送することのできる放送番組の数の目標														
一般放送事業者が委託により行わせる放送	マルチメディア放送	全国	当該放送に係る技術等を考慮して定める数														
放送の区分		放送対象地域	放送系により放送することのできる放送番組の数の目標														
一般放送事業者が委託により行わせる放送	マルチメディア放送	全国	当該放送に係る技術等を考慮して定める数														

二〇七・五MHz以上二二三MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針案 修正案

修正案	原案
<p>四 当該特定基地局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する事項</p> <p>当該特定基地局を配置し、開設する者は、当該特定基地局のすべてにおいて、<b>同一の送信の方式により</b>同一の放送番組を同一周波数の電波で送信しなければならない。</p> <p>別表第一 開設計画に記載すべき事項</p> <p>六 電波の能率的な利用の確保に関する事項</p> <p>当該特定基地局のすべてにおいて、<b>同一の送信の方式により</b>同一の放送番組を同一周波数の電波で送信するための計画その他の電波の能率的な利用を確保するための計画</p>	<p>四 当該特定基地局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する事項</p> <p>当該特定基地局を配置し、開設する者は、当該特定基地局のすべてにおいて、同一の放送番組を同一周波数の電波で送信しなければならない。</p> <p>別表第一 開設計画に記載すべき事項</p> <p>六 電波の能率的な利用の確保に関する事項</p> <p>当該特定基地局のすべてにおいて、同一の放送番組を同一周波数の電波で送信するための計画その他の電波の能率的な利用を確保するための計画</p>